

3.2.24

収支報告書

2 年分
(令和 年月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

日本共産党奄美地区委員会

2 主たる事務所の所在地

鹿児島県奄美市名瀬港町4-7

3 代表者の氏名

崎田信正

4 会計責任者の氏名

崎田信正

事務担当者の氏名 崎田信正

(電話) 0997-52-1462

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

- 有
 無

公職の種類

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

政治団体の区分

- 政治の支部
 政治資金団体
 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	1 百万	2 千	1 手	5 3	8 8	5 円
(前年からの繰越額)	①					1 6	2 7	2 6 8
(本年の収入額)	②					1 1	5 8 8	1 1 7
支 出 総 額	B					1 1	5 5 7	8 6 2
翌年への繰越額	A - B					1 6 5 7	5 2 3	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	9 3 9	千	5 0 7	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)					2 0 0	4

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金 額						備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	3	2 4	4	4 1	1 円
[う ち 特 定 寄 附]							
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附							0
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附							0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			3	2 4	4	4 1	1
[寄 附 の う ち に よ る も の]							
イ 政 党 置 名 寄 附							0
合 計 (ア + イ)			3	2 4	4	4 1	1

→ 法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	備考
	十億	億	百万	千	円		
日本共産党鹿児島県委員会				5 1 2	7 5 9	2. 1. 31	鹿児島市東山本町 42-9
"				5 0 3	1 7 2	2. 2. 28	"
"				4 9 7	0 8 9	2. 3. 31	"
"				4 9 8	9 0 1	2. 4. 30	"
"				4 9 9	0 8 2	2. 5. 29	"
"				5 0 3	3 2 8	2. 6. 30	"
"				5 0 7	4 4 0	2. 7. 31	"
"				4 9 8	6 2 1	2. 8. 31	"
"				4 9 6	6 9 2	2. 9. 30	"
"				4 9 8	5 9 5	2. 10. 30	"
"				4 9 6	3 7 6	2. 11. 30	"
"				4 9 6	7 9 5	2. 12. 30	"
この 頁 の 小 計				6 0 0	8 8 6 0		
合 計				6 0 0	8 8 6 0		

(備考) 1 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当する欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額				備考	
	十億	百万	千	円		
この 頁 の 小 計					0	
1 件 10万円未満のもの		1	3	9	5	3 3 9
合 計		1	3	9	5	3 3 9

- (備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。
2 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住所	職業	備考
	十億	億	百万	千	百	円				
荒田章司				5	7	0	0	0	2.1.31	鹿児島県鹿児島市名瀬新町に事務所5-7 市議
"				6	1	5	0	0	2.2.29	"
"				5	7	0	0	0	2.3.31	"
"				9	3	0	0	0	2.4.30	"
"				5	7	0	0	0	2.5.31	"
"				5	7	0	0	0	2.6.29	"
"				1	5	3	0	0	2.7.31	"
"				5	7	0	0	0	2.8.31	"
"				2	9	5	2	0	2.9.30	"
"				5	7	0	0	0	2.10.31	"
"				5	7	0	0	0	2.11.27	"
"				1	2	6	0	0	2.12.30	"
この頁の小計				9	1	2	0	3	0	
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額									年月日	住 所	職 業	備 考
	十億	億	百万	千	百	十	円						
沼田敬天				4	8	0	0	2.4.23	尼崎市名瀬中横町25-3	無			
"					1	2	0	0	2.5.31	"	無		
"					1	2	0	0	2.6.30	"	"		
"					3	2	0	0	2.7.31	"	"		
"					1	2	0	0	2.8.31	"	"		
"					1	2	0	0	2.9.30	"	"		
"					1	2	0	0	2.10.31	"	"		
"					1	2	0	0	2.11.30	"	"		
"					1	1	2	0	2.12.31	"	"		
この頁の小計								26400					
その他の寄附													
合 計													

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附					
寄附者の氏名	金額									年月日	住 所	職 業	備 考			
江崎 京子	十億	千	百万	千	百	十	円	5	0	0	0	2.4.21	大阪府大阪市西区西田町10-5	医		
"								1	4	0	0	0	2.6.25	"	"	
"								5	0	0	0	2.7.31	"	"	"	
"								2	0	1	0	0	2.9.22	"	"	"
"								1	0	0	0	0	2.11.27	"	"	"
"								5	0	0	0	0	2.12.30	"	"	"
この頁の小計								5	9	1	0	0				
その他の寄附																
合 計																

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額								年月日	住所	職業	備考
	十億	億	百万	千	百	十	円					
川村武俊				8	8	0	0	2.2.29	大島郡手論町那良2017	農業	前議員	
"					8	8	0	0	2.3.31	"	"	
"				1	7	6	0	0	2.5.31	"	"	
"					8	8	0	0	2.6.30	"	"	
"				2	5	8	8	0	2.8.25	"	"	
"					4	2	0	0	2.9.30	"	"	
"					4	0	0	0	2.10.31	"	農業	
"					4	0	0	0	2.11.30	"	"	
"					4	0	0	0	2.12.31	"	"	
この頁の小計				30	8	2	0	0				
その他の寄附												
合計												

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額				年月日	住 所	職 業	備 考		
	十億	百万	千	円						
幸子恵子			10	450	22.20	大島郡總み崎町通津2,9-16	販賣			
"			10	000	24.30	"	"			
"			500	0	25.31	"	"			
"			500	00	26.30	"	"			
"			550	00	28.31	"	黒			
"			390	00	29.2	"	"			
"			400	00	212.31	"	"			
この頁の小計			43	850						
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額									年月日	住所	職業	備考
	十億	億	百万	万	千	百	十	円					
鏡玉 手									9 5 0	2.1.31	石巻市名瀬川宿2581-1	政党候員	
"									9 5 0	2.2.29	"	"	
"									9 5 0	2.3.31	"	"	"
"									9 5 0	2.4.30	"	"	
"									9 5 0	2.5.31	"	"	
"									9 5 0	2.6.30	"	"	
"									9 5 0	2.7.31	"	"	
"									9 5 0	2.8.31	"	"	
"									1 9 0 0	2.10.31	"	"	
"									9 5 0	2.11.30	"	"	
"									8 5 0	2.12.31	"	"	
この頁の小計									1 1 3 0 0				
その他の寄附													
合 計													

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額					年月日	住 所	職 業	備 考			
	十億	億	百万	千	百	円						
崎田信正				4	7	400	2.1.31	鹿児島市役所新町12-1	市議			
"				4	7	400	2.2.29	"	"			
"				4	7	400	2.3.31	"	"			
"				7	7	400	2.4.30	"	"			
"				4	7	400	2.5.31	"	"			
"				1	2	7400	2.6.30	"	"			
"				5	6	300	2.7.31	"	"			
"				4	7	400	2.8.31	"	"			
"				8	7	400	2.9.30	"	"			
"				4	7	400	2.10.31	"	"			
"				4	7	400	2.11.30	"	"			
"				1	0	7400	2.12.30	"	"			
この頁の小計				7	4	7400						
その他の寄附												
合 計												

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

← 様式（その2）の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」欄と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額						年月日	住 所	職 業	備 考		
	十億	億	百万	千	百	十	円					
田川 浩一郎				2	0	0	0	2.1.31	辰巳市名古屋市に新町40-19	田代松貴		
"				2	0	0	0	2.2.29	"	"		
"				2	0	0	0	2.3.31	"	"		
"				2	0	0	0	2.4.30	"	"		
"				2	0	0	0	2.5.23	"	"		
"				2	0	0	0	2.6.25	"	"		
"				8	0	0	0	2.8.31	"	"		
"				2	0	0	0	2.9.30	"	"		
"				1	0	0	0	2.12.29	"	"		
この頁の小計				3	2	0	0	0				
その他の寄附												
合 計												

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳									寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額					年月日	住 所		職 業	備 考		
	十億	億	百万	千	百	十	円					
富純一				6	0	0	0	2.3.31	大崎郡伊达村伊达山23	無		
〃				1	1	0	0	2.4.11	〃	〃		
〃				5	5	0	0	2.5.31	〃	〃		
〃				4	0	0	0	2.7.25	〃	〃		
〃				1	7	0	0	2.8.23	〃	〃		
〃				3	0	0	0	2.9.30	〃	〃		
〃				3	0	0	0	2.11.30	〃	〃		
〃				5	0	0	0	2.12.26	〃	〃		
この頁の小計				4	4	6	0	0				
その他の寄附												
合 計												

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときに必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附	
寄附者の氏名	金額				年月日	住 所	職 業	備 考	
	十億	億	百万	千	円				
中島智香代				6 0 0	2.1.31	尼崎市名瀬浜町2-2	病院社員		
"				2 0 0 0	2.4.18	"	"		
"				5 0 0	2.5.31	"	"		
"				9 0 8 0	2.6.30	"	"		
"				5 0 0 0	2.7.28	"	"		
"				5 0 0	2.8.31	"	"		
"				6 6 0 0	2.10.31	"	"		
"				9 0 0 0	2.12.29	"	"		
この頁の小計				3 3 2 8 0					
その他の寄附									
合 計									

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額					年月日	住 所	職 業	備 考	
	十億	億	百万	千	百	円				
水戸清勝				1	0	8 0 0	2.1.21	茨城県石岡市西新町22	無	
				3	0	0 0 0	24.17	〃	〃	
〃				2	0	0 0 0	26.25	〃	〃	
〃				5	0	0 0 0	2.7.28	〃	〃	
〃				3	0	0 0 0	2.8.29	〃	〃	
〃				2	5	0 0 0	2.12.29	〃	〃	
この頁の小計				6	6	8 0 0				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額					年月日	住 所	職 業	備 考	
	十億	億	百万	千	百	円				
惠 天 草天				3	0	00	2.1.31	大島郡伊仙町古里21-4	廻	
"				3	0	00	2.2.29	"	"	
"				3	0	00	2.3.31	"	"	
"				6	0	00	2.4.30	"	"	
"				3	0	00	2.6.25	"	"	
"				1	5	00	2.7.31	"	"	
"				2	7	50	2.9.30	"	"	
"				1	9	00	2.11.30	"	"	
この頁の小計				2	7	00	0			
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳							寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額			年月日	住 所	職 業	備 考			
	十億	千	百万	年	月	日				
宮原 雄一郎				11	1	00	2.1.31	大島郡喜界町西目60	町議	
〃				11	1	00	2.2.31	〃	〃	
〃				22	2	00	2.4.23	〃	〃	
〃				11	1	00	2.5.18	〃	〃	
〃				11	1	00	2.6.25	〃	〃	
〃				27	2	00	2.7.25	〃	〃	
〃				11	1	00	2.8.31	〃	〃	
〃				20	3	726	2.9.20	〃	〃	
〃				22	2	00	2.10.31	〃	〃	
〃				11	1	00	2.11.27	〃	〃	
〃				11	1	00	2.12.20	〃	〃	
この頁の小計				353	5	26				
その他の寄附										
合 計										

← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできません。

(7) 寄附の内訳

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

(備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときは必ず記載すること。

2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額					備考
	十億	百万	千	円		
1 経常経費						
(1) 人件費		4087835				
(2) 光熱水費		204053				
(3) 備品・消耗品費		360952				
(4) 事務所費		1153905				
小計		5806745				① ((1)～(4)の合計)
2 政治活動費	十億	百万	千	円		
(1) 組織活動費		1625725				
(2) 選挙関係費		211993				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						ア～エの合計を記載すること
ア 機関紙誌の発行事業費						
イ 宣伝事業費		64759				
ウ 政治資金パーティー開催事業費						
エ その他の事業費						
(4) 調査研究費						
(5) 寄附・交付金		841159				
(6) その他の経費		2507481				
小計		5751117				② ((1)～(6)の合計)
合計		11557862				①+②

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および国會議員

関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

(その15)

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

(備考) 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

← (その13) の「選挙関係費」の額と一致すること

(備考) 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 宣伝事業費()				
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	千億	億	百万	千	百	円					
この頁の小計						0					
その他の支出					6	4	7	5	9		
合 計					6	4	7	5	9		

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 寄附・交付金()			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	千	百	十	万	千	百	十	万	千	百
納付金					6	1	0	3	5	19
〃					3	9	9	5	4	2.2.28
〃					3	7	2	8	0	2.3.31
〃					3	8	4	8	2	2.4.30
〃					1	4	3	8	6	0
〃					5	4	1	8	8	2.6.30
〃					4	6	2	6	4	2.7.31
〃					1	8	9	9	2	8
〃					3	5	2	2	8	2.9.30
〃					2	4	6	9	5	2.10.30
〃					3	4	0	4	1	2.11.30
〃					1	3	6	2	0	4
この頁の小計					8	4	1	1	5	9
その他の支出										0
合計					8	4	1	1	5	9

← (その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
 - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

← (その13) の「その他の経費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出の項目	金額					年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	千億	億	百万	千	百	十	日		
納付金				6	1	0	3	5	円 2.1.31 日本共産党鹿児島県委員会 廣見島市真砂本町 42-9
"				3	9	9	5	4	2.2.28 "
"				3	7	2	8	0	2.3.31 "
"				3	8	4	8	2	2.4.30 "
"				1	4	3	8	6	0 2.5.29 "
"				5	4	1	8	8	2.6.30 "
"				4	6	2	6	4	2.7.31 "
"				1	8	9	9	2	2.8.31 "
"				3	5	2	2	8	2.9.30 "
"				2	4	6	9	5	2.10.30 "
"				3	4	0	4	1	2.11.30 "
"				1	3	6	2	0	4 2.12.30 "
この頁の小計				8	4	1	1	5	9
合 計				8	4	1	1	5	9

(備考) 1 政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式(その13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、当該本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地、当該支出の金額並びに供与した年月日を該当欄に記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

(備考) 1 資産等の内訳については、項目別区分を「土地」、「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、「動産」、「預金又は貯金」、「金銭信託」、「有価証券」、「出資による権利」、「貸付金」、「敷金」、「施設の利用に関する権利」、「借入金」に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

(備考) 1 資産等の内訳については、項目別区分を「土地」、「建物」「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」、「動産」、「預金又は貯金」、「金銭信託」、「有価証券」、「出資による権利」、「貸付金」、「敷金」、「施設の利用に関する権利」、「借入金」に分類したうえで記載し、それぞれ別葉とすること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 24 日

政治団体の名称　日本共産党代表者委員会

会計責任者の氏名

寺田 信正



代表者の氏名（解散団体のみ）



（注）「会計責任者の氏名」欄及び「代表者の氏名（解散団体のみ）」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人及び代表者本人が自署すること。